

「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令案」に関する
意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和 4 年 3 月 3 日
環境省水・大気環境局大気環境課

令和3年12月10日（金）から令和4年1月11日（火）にかけて「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集（パブリックコメント）を行い、その結果を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも環境行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施期間等

- 募集期間：令和3年12月10日（金）～令和4年1月11日（火）
- 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載
- 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」、郵送

2. 御意見の件数

7 件

3. 御意見の要旨及び御意見に対する回答

別紙のとおり

4. 本件に関する問合せ先

環境省水・大気環境局大気環境課
電話：03-3581-3351（内線）5464

(別紙)

	御意見の要旨	御意見に対する回答
1	伝熱面積に係る欄を削除すると小型ボイラーとの区別ができず、ばい煙の自主測定の適用有無が判断できないため、届出様式から伝熱面積欄を削除すべきでない。	今回の改正は、ボイラーに係る伝熱面積の要件が削除されたことに伴い、水銀排出施設設置等届出様式から伝熱面積欄を削除しておりますが、ばい煙発生施設設置等届出様式においては小型ボイラーの該当性の判断に必要である等のため、伝熱面積欄を削除しておりません。
2	様式の内容案が定まったら再度意見公募を行っていただきたい。また、電子情報処理組織の利用に関連して電子メールの利用は控えるべきである。	本意見募集において、様式に追加、削除を行う項目は示しており、改めて意見募集を行うことは考えておりません。 電子メールの利用に関しては、御意見として承ります。

※頂いた御意見について、一部要約し、整理しています。(本改正案の内容と直接関係がないと考えられる御意見は除いています。)